

第75号議案

加東市良好な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市良好な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市良好な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

加東市良好な環境の保全に関する条例（平成18年加東市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第4項第1号」を「第2条第3項第1号」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる事業を除く。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物に設置する事業

イ 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の適用がある事業

第91条中「第1条の2第1項」を「第2条第1項」に、「第7条」を「第16条」に改める。

第92条中「法第8条」を「法第17条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 5 号議案 要旨

加東市良好な環境の保全に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

10キロワット以上かつ5,000平方メートル以上の太陽光発電施設について、加東市良好な環境の保全に関する条例（平成18年加東市条例第136号）と太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「県条例」という。）に基づく届出の重複を解消することにより太陽光発電施設等の設置者の負担を軽減するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 発電設備設置事業の例外に県条例の適用がある事業を加えること。（第2条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第2条、第91条及び第92条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 発電設備設置事業 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）<u>第2条第4項第1号</u>に規定するエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属施設を設置する事業をいう。<u>ただし、建築基準法</u>（昭和25年法律第201号）<u>第2条第1号</u>に規定する建築物に設置する事業を除く。</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>(ゴルフ場の農薬の安全使用)</p> <p>第91条 市内でゴルフ場を経営し、又は経営しようとする者（以下「ゴルフ場」という。）が病虫害防除の目的で農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第1条の2第1項</u>に規定する農薬）を使用するときは、<u>農薬取締法第7条</u>に規定する登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法並びに貯蔵上又は使用上の注意事</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 発電設備設置事業 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）<u>第2条第3項第1号</u>に規定するエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属施設を設置する事業をいう。<u>ただし、次に掲げる事業を除く。</u></p> <p>ア <u>建築基準法</u>（昭和25年法律第201号）<u>第2条第1号</u>に規定する建築物に設置する事業</p> <p>イ <u>太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例</u>（平成29年兵庫県条例第14条）の適用がある事業</p> <p>(8)～(19) (略)</p> <p>(ゴルフ場の農薬の安全使用)</p> <p>第91条 市内でゴルフ場を経営し、又は経営しようとする者（以下「ゴルフ場」という。）が病虫害防除の目的で農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第2条第1項</u>に規定する農薬）を使用するときは、<u>農薬取締法第16条</u>に規定する登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法並びに貯蔵上又は使用上の注意事</p>

項を遵守しなければならない。

(農薬等の購入)

第92条 ゴルフ場は、農薬又は肥料を購入しようとするときは、農薬取締法第8条の規定による届出又は肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条及び第8条の規定による登録を受け、同法第16条の2若しくは第23条の規定による届出のあった販売業者から購入しなければならない。

項を遵守しなければならない。

(農薬等の購入)

第92条 ゴルフ場は、農薬又は肥料を購入しようとするときは、農薬取締法第17条の規定による届出又は肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条及び第8条の規定による登録を受け、同法第16条の2若しくは第23条の規定による届出のあった販売業者から購入しなければならない。